

(2) 汚染井戸周辺地区調査

調査の種類	地区番号	所在地	カドミウム	鉛	砒素	総水銀	アルキル水銀	クロロエチレン	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン	トランス-1・2-ジクロロエチレン	トリクロロエタン	1・1,1-トリクロロエタン	1・1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン	セレン	ほう素	1・4-ジオキサン	
汚染井戸周辺地区調査	2523	南丹市	<0.0003	<0.005	<0.005															<0.002	<0.1		
	2523	南丹市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	3321	南丹市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	3321	南丹市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	3321	南丹市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	3321	南丹市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	4427	大山崎町	<0.0003	<0.005	<0.005			0.0003	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001				<0.002	<0.1	
	6340	長岡京市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	6340	長岡京市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	6340	長岡京市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	6340	長岡京市	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	6440	長岡京市	<0.0003	<0.005	0.006																<0.002	<0.1	
	6440	大山崎町	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	6440	大山崎町	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002	<0.1	
	6540	大山崎町						0.0005	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001						
	6540	大山崎町						0.0007	<0.0004	<0.01	<0.004	<0.002	<0.002	<0.1	<0.0006	<0.001	<0.001						
	6740	八幡市				<0.0005																	0.005
	6740	八幡市				<0.0005																	<0.005
	6740	八幡市				0.0005	<0.0005																0.006
	6740	八幡市				<0.0005																	0.012
	6746	宇治田原町																		<0.001			
	6746	宇治田原町																		<0.001			
	6747	宇治田原町																		<0.001			
	6747	宇治田原町																		<0.001			
	6747	宇治田原町																		<0.001			
6747	宇治田原町																		<0.001				

(注1) 単位はmg/Lである。

(注2) クロロエチレンは、平成28年3月29日付け環境省告示第31号に基づき、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。